

海外経済要録

米州諸国

△米国、公定歩合を引上げ

連邦準備制度理事会は7月20日、傘下全12連銀が公定歩合を9.5%から10.0%に引上げ、即日実施することを承認した旨発表した。今回の引上げは昨年11月1日のドル防衛策の一環としての大幅引上げ以来の措置である(77年8月以来では通算10回目、通算引上げ幅は4.75%)。この結果米国の公定歩合は、史上初の二けた台に乗せとなった。

今回の措置の背景について同理事会は、「外国為替市場におけるドル相場の一段の強化を図るとともに、最近のマネーサプライの急増および公定歩合と他の短期市場金利との均衡をも考慮したもの」とコメントしている。

△米国、連邦準備制度理事会議長更迭

カーター大統領は7月25日、財務長官に就任したミラー前連邦準備制度理事会議長の後任としてニューヨーク連銀のポールA.ボルカー(Paul Adolph Volcker)総裁を指名、これを受けて米国議会上院は8月2日、同氏を連邦準備制度理事会議長に任命することに同意、ボルカー氏は8月6日正式に第12代議長に就任した。

ボルカー氏は1927年ニュージャージー州に生まれ、1951年、ハーバード大学大学院で経済学を修めた(MA取得)後、NY連銀に入行。その後チャース・マンハッタン銀行、財務省においてエコノミスト、国際通貨問題専門家として活躍(特に71~73年の国際通貨危機に際しては財務次官として事態の収拾に尽力したこと是有名)、さらに75年以降はNY連銀総裁を務めていた。

なお、昨年11月以降空席となっていた同理事会副議長にはフレデリック・シュルツ(Frederick H. Schultz:前Barnet Banks of Florida取締役)氏が7月18日上院の承認を得て就任。

△米国、在米外銀支店に対する預金保険制度の適用規制を発表

連邦預金保険公社(FDIC)は7月5日、1978年国際銀行法第6条(注)に基づき州法に準拠して設立された在米外銀支店に対する預金保険制度の適用規則を制定、即日実施する旨発表した。

(注) 1978年国際銀行法(1978年9月18日成立)昭和53年10月号「要

録」参照>第6条は小口預金者保護の観点から、在米外銀支店の預金保険制度加入を義務づけ、加入しない場合には小口預金業務を禁止するとともに、新たな支店の開設も認めない旨規定している。

なお、現在預金保険制度加盟米銀の年間保険料率は年率1/2%(年2回支払、支払額は毎半期2回提出される業務報告書の預金額から定期・貯蓄預金の1%および要求払預金の16.5%を控除した額の単純平均に対し2.4%を乗じた額)、またFDICによって付保される預金の最高限度は4万ドルとなっている。

本規則の概要は次のとおり。

- (1) 初当預金(initial deposit: 顧客との間の最初の預金取引額)が10万ドル未満のいわゆる小口国内預金(domestic retail deposit)を取扱う州法免許外銀支店(以下「州法支店」と称す)は預金保険制度に加入しなければならない。預金保険制度に加入しない場合は小口預金業務を行う州法支店の設置・営業を認めない。なお、すでに1978年9月17日(1978年国際銀行法成立の前日)までに設立された州法支店については、本年9月16日までに預金保険制度に加入しなければならない。
- (2) ただし、下記の条件に該当する場合は預金保険制度加入義務を免除する。
 - ① 利潤追求を目的として商行為を行う企業等(ただし、米国の法律に基づいて設立された企業で米国民もしくは米国居住者が支配し、かつ預金預け入れ時に最も近い時点で作成された財務諸表からみた総資産が1.5百万ドル未満の企業を除く)からの預金受入れ、
 - ② 連邦政府、州政府、外国政府あるいは国際機関からの預金受入れ、
 - ③ 当該州法支店が発行した手形・小切手等に基づく預金の受入れ、
 - ④ 当該州法支店で受入れた小口預金の合計(平残)が、直近四半期の最後の30日間における総預金額の4%に満たない場合、
 - ⑤ すでに1978年9月17日以前に開設された州法支店で、本年9月16日以前に預金口座を開設し、その口座を本年9月以降も継続的に維持する預金者からの預金。ただしこの場合有効期限は1982年9月16日までとする。

△米国政府、年央予算改訂見通し等を発表

米国政府は7月12日、1979、80年度予算についての恒例の年央改訂見通しを発表した。主な内容は次のとおり。

(1) 79年度予算の実績見込み改訂

79会計年度(78年10月~79年9月)予算の歳入は、個人所得税の増収を主因に4,665億ドルと本年1月の予

算教書(2月号「要録」参照)における見通し(4,560億ドル)を上方改訂する一方、歳出も、物価上昇率見通しの上方改訂に伴う生計費調整負担増および失業率の上昇等を見込んだ社会保障関係費の支出増加等から4,962億ドルと予算教書の見通し(4,934億ドル)を若干上方改訂している。この結果、収支じりは297億ドルの赤字と予算教書の見通し(374億ドルの赤字)に比べて赤字幅が77億ドル方縮小している。

(2) 80年度予算案の改訂

80会計年度(79年10月~80年9月)予算案については歳入が、予算教書に盛込まれていた実質賃金保障計画に基づく減税措置(23億ドル)の見送りや石油超過利潤税の導入等4月に発表された新エネルギー対策関連の税収増(32億ドル)もあって5,138億ドルと当初予算案(5,026億ドル)を上方改訂されたのに対し、歳出も失業率見通しの上方改訂に伴う社会保障関係の増額修正やエネルギー安定基金の設立に伴う支出増等から5,425億ドルと当初予算案(5,316億ドル)を上方改訂している。この結果、収支じりは当初予算案(290億ドルの赤字)に近い287億ドルの赤字が見込まれている。

(3) こうした予算改訂見通しの前提となった79、80年の米国経済見通しを予算教書の見通しと比べると、実質G N P成長率は引下げ、逆に物価上昇率と失業率は引き上げられている。すなわち、実質G N P成長率については、①OPECによる原油価格の大幅引上げや②物価上昇の個人消費支出に及ぼす影響を考慮し、79年は1.7%(予算教書3.3%)、80年は1.0%(同2.5%)にとどまる見込んでいる。このため失業率の見通しについては79年第4四半期を6.6%(同6.2%)、80年第4四半期を6.9%(同6.2%)にそれぞれ上方改訂している。他方、物価上昇率(C P I、前年同月比)については、①OPECによる大幅な原油値上げのほか、②農産物価格の高騰や、③モーゲージ金利上昇の影響等から79年12月で10.6%(予算教書7.4%)、80年12月で8.3%(同6.3%)に高まると想定している。

米国の1979、80年度予算

(単位・億ドル、カッコ内は1月予算教書の計数)

	1978年度 実績	1979年度 実績見込み	1980年度 予算
歳 入	4,020	4,665 (4,560)	5,138 (5,026)
歳 出	4,508	4,962 (4,934)	5,424 (5,316)
収支じり	△ 488	△ 297 (△ 374)	△ 287 (△ 290)

米国の政府経済見通し

(単位・%、カッコ内は1月の予算教書における見通し)

		1978年 (実績)	1979年 (見通し)	1980年 (見通し)
名 目 G N P	前 年 比	11.7	11.0 (11.3)	10.0 (9.5)
	第4四半期 の前年比	13.1	9.2 (9.8)	10.3 (9.8)
実 質 G N P	前 年 比	4.0	1.7 (3.3)	1.0 (2.5)
	第4四半期 の前年比	4.4	△ 0.5 (2.2)	2.0 (3.2)
G N P デフレーター	前 年 比	7.4	9.1 (7.7)	8.9 (6.8)
	第4四半期 の前年比	8.3	9.8 (7.4)	8.1 (6.4)
消 費 者 物 価	前 年 比	7.6	10.6 (8.2)	8.6 (6.7)
	12月の 前年同月比	9.0	10.6 (7.4)	8.3 (6.3)
失 業 率	年 間 平 均	6.0	6.1 (6.0)	6.8 (6.2)
	第4四半期 の水準	5.8	6.6 (6.2)	6.9 (6.2)

◇カーター大統領、新エネルギー計画を発表

1. カーター大統領は、7月15、16日の両日にわたり、石油輸入割当、石油消費節約、代替エネルギー開発措置等を盛込んだ新エネルギー計画を発表した。その概要是次のとおり。

(1) 石油輸入削減についての長期目標設定

各種の輸入削減措置により1990年の石油輸入量を8.5百万バーレル/日削減^(注)し、4~5百万バーレル/日とする(1977年までの状況から推して、輸入削減措置なれば、1990年の石油輸入量は13百万バーレル/日に達する見込み)。

(注) このうち、これまでに実施ないし発表された措置による削減分が4.0百万バーレル/日あり、今回の措置による削減分は4.5百万バーレル/日。

輸入削減効果の内訳

	百万バーレル/日
78/11月エネルギー法	2.5
国内原油価格規制撤廃(79/4月)	1.5
太陽エネルギー利用計画(79/6月)	
今回掲載の諸措置	4.5
(特殊天然ガス等の代替エネルギー開発)	(2.50)
(タール状重質油の開発)	(0.50)
(電力会社の消費削減)	(0.75)
(住宅用建物の消費削減)	(0.50)
(大量輸送機関整備)	(0.25)
合 計	8.5

(2) 輸入割当(注)の実施

1979年以降石油の輸入割当を実施。各年の割当量は次のとおり(割当量以外の細目は今後30日以内に発表の予定)。

1979年…8.2百万バーレル/日

1980年…東京サミット合意水準(8.5百万バーレル/日)以下

1981～1990年…今後決定される毎年の輸入目標達成を可能ならしめる水準に設定

(注) 本措置は1962年通商拡大法に基づくもので、大統領は財務長官から特定品目の輸入量、輸入形態等が国家安全を脅かすに至っているとの報告を受けた場合、当該品目につき輸入制限を実施することとなっている(232条2項B)。なお、財務長官はすでに本年3月14日、現在の石油輸入が国家の安全を脅かす水準に達していると認定、大統領に報告済みであるため、輸入制限実施の法的準備は完了している。

(3) エネルギー安定公社(energy security corporation)の設立

議会に対し次のようなエネルギー安定公社設立のための立法措置を要請。

① 機構等

○同公社は政府出資による特殊法人とする。

○運営は7人の理事により行う。うち理事長を含む4人の理事は政府部外からの採用とし、大統領が任命し上院が承認する。残りの3名の理事は、財務長官、エネルギー長官およびその他の閣僚のうちから選任した者とする。

○同社の存続期間は12年間とするが期間延長は可能。

② 業務内容

○1990年までに2.5百万バーレル/日の代替エネルギーを生産するため880億ドルを投資。

○投資対象は、石炭の液化およびガス化設備、泥炭、オイルシェール、特殊天然ガス等の生産設備に限定(調査研究、開発業務は対象外)。

○民間業者等に対し価格保証、直接融資、融資保証等の資金援助を実施。

③ 資金源

○出資金は超過利潤税による収入を充当。

○このほか50億ドルを限度としてエネルギー債(注)(energy bond)の発行を認める。

(注) 貯蓄債券と同利子の小口債券とする。

(4) エネルギー動員局(energy mobilization board)の設置

大統領は次のような内容のエネルギー動員局を設置する。

① 機構

大統領が選任し議会が承認する3人のメンバーで構成され、大統領府(Executive Office)内に設置。

② 業務内容等

イ. エネルギープロジェクトの円滑な実施、遂行のため関連諸規制、関係当局間の調整を行う。

ロ. このため、石油輸入削減目標達成に当り「必要不可欠(critical)」と認定されたエネルギー生産設備(除原子力)の建設・拡充に際し、国・州法上必要とされる諸手続等を免除し得る権限を付与。

ハ. また、上記性格を持ったエネルギー生産設備の建設等が連邦、州、地方行政機関等の意思決定遅延等によって支障をきたしている場合はこれら行政機関に代わって意思決定を行う権限をも付与。

ニ. 当局の決定に対する法的な異議申立て等は当該設備所在地域管轄の地方裁判所が実施。

(5) タール状重質原油、特殊天然ガスの増産措置

① タール状重質原油

○通常の原油に比べ採油・精製コストの高いタール状重質油(注)(Tar-like heavy oil)の増産を図るために次の措置を実施。

イ. 価格規制を撤廃。

ロ. 超過利潤税の課税対象外とする。

ハ. 採油に際し現行環境規制の範囲内で天然ガスの使用を認める。

(注) 推定埋蔵量はカリフォルニア州を主体に約100億バーレル以上とみられている。採油に際し加熱が必要。

② 特殊天然ガス

○膨大な潜在埋蔵量を有しながら、開発度の低かった特殊天然ガス資源(タイトサンド、デボニアンシェール等)からの天然ガス生産促進のため次の措置を実施。

イ. 上記資源からの天然ガス生産に対し特別な価格優遇策を採るよう連邦規制委員会(Federal Regulatory Commission)に要請。同委員会が価格優遇策を実施しない場合は規制撤廃のために天然ガス政策法(Natural Gas Policy Act)を修正。

ロ. 特殊天然ガスの生産に対し50セント/百万キューピックフィートの税額控除を実施(原油の市場価格が28ドル/バーレルに達した時点で打切り)。

(6) 電力会社の石油消費削減

電力会社に対し、他のエネルギー源への転換により石油消費量(現在1.5百万バーレル/日)を1990年までに半減させる法案を議会に提出する。その骨子は、

① 石油会社に石油消費を認める譲渡可能のチケットを配付、同チケット保有量を超える石油の消費を禁

止。

- ② 他のエネルギー源への転換促進のため、1980～1990年の間に石油会社に対し総額50億ドルの補助金と融資保証を供与。

(7) 住宅・商業用建物の消費節約

大統領は次のような内容の法案を議会に提出。

- ① 78年11月に成立したエネルギー法に基づき電力会社に義務付けられたエネルギー消費量検査計画(energy audit programs)の対象を商業用建物にまで拡大(従来は住宅のみ)。

- ② 電力・ガス会社に対し、電力またはガスにより冷暖房を行っている住宅・商業部門の顧客が電力、ガス消費節減投資を行う場合に長期融資を行うよう義務付ける。

- ③ 石油暖房を行っている住宅・商業用建物の所有者に対し、石油消費節減または天然ガス利用暖房装置への転換のための借入につき今後10年間に総額20億ドルの利子補給を行い得るようエネルギー政策・節約法を修正。

(8) 輸送効率の改善

- 1980年から1990年までの間に大量輸送機関の拡充と自動車の燃費効率改善のために165億ドルを投資する(うちバスの購入と地下鉄網の整備・改善に100億ドル以上を投資)。

(9) 大統領エネルギー安定諮問委員会の設置

- 政府外部の11人のメンバーで構成し、今後のエネルギー政策のあり方について大統領とエネルギー長官に諮問を行う。

(10) 低所得所帯への補助金支給

- エネルギー価格高騰に伴う低所得所帯への打撃緩和のため、同所帯に対し年間24億ドルの補助金を支給する措置の立法化を議会に要請。

(11) その他の諸措置

- ① ア拉斯カ天然ガス輸送パイプラインの建設に対する支援要請

アラスカ天然ガス輸送のためのパイプライン建設を支援するため、関連石油会社に対し資金援助を行うよう要請。

- ② ガソリン配給制

ガソリン配給制実施のスタンド・バイ権限を大統領に付与するよう議会に再度^(注)要請。

(注) カーター大統領は本年2月27日同様の提案を議会に提出したが否決された。

(12) 州ごとの石油消費抑制計画

次のような措置の立法化を議会に要請。

イ. 大統領は州ごとのガソリン・燃料消費節約目標を設定するとともに、各州に対し目標達成のための節約策実施を要請。

ロ. 目標を達成しえなかった州に対しては政府が独自の節約策を賦課。

- ④ 太陽エネルギー銀行の設立、および太陽エネルギー利用設備等に対する税額控除(54年7月号「要録」参照)。

2. また、カーター大統領は7月16日、議会により付与されたスタンド・バイ権限を発動し、学校、教会、工場、事務所、卸・小売店舗等の非居住用建物に対し次のような室温等の制限を実施した^(注)。

冷房…華氏 78度(摂氏26度)以上

暖房…〃 65度(〃 18度)以下

温水…〃 105度(〃 41度)以下

(注) カーター大統領は本年2月27日、ガソリン配給制、週末のガソリン販売規制、広告用照明の禁止、室温等の制限の4措置を強制的に実施しうるスタンド・バイ権限を大統領に付与するよう議会に要請したが、このうち室温等の制限のみが承認され(7月10日大統領が署名)ていたもの。

◇米国、主要閣僚更迭

カーター大統領は7月下旬、ブルメンソール財務長官、シュレンシャーエネルギー長官の更迭を含む閣僚人事の刷新を断行した。

新たに指名された主要閣僚は次のとおり(カッコ内は主な前歴)。

財務長官 G. William Miller

(連邦準備制度理事会議長)

エネルギー長官 Charles W. Duncan Jr. (国防次官)

住宅都市開発長官 Moon Landrieu

(ニューオーリンズ市長)

運輸長官 Neil E. Goldschmidt (ポートランド市長)

通商交渉特別代表 Reuben Askew (フロリダ州知事)

◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は7月22日、公定歩合を11.25%から11.75%に引上げ、翌23日から実施する旨発表した。今回の措置は本年1月3日に次ぐ引上げで、78年3月以来では通算8回目のもの(通算引上げ幅4.25%ポイント)。

今回の措置につきカナダ銀行のブライ总裁は、「直接的には最近の米国および先進諸国の公定歩合引上げに追随するものであるが、より基本的には、対外で経常収支の大幅赤字を資本流入でファイナンスしなければならない状況下、内外金利差を維持することにより資本流入を促進し、資本流出を抑制する必要があること、また国内面でも、旺盛な資金需要を背景とした貸出の増すうから

マネーサプライ(M_1)がかなりの伸びを示しており、長期目標値(年率6~10%)の上限に近づいていることに配慮した」と説明している。

◇ペルー政府のIMF借入要請承認さる

IMF理事会は7月23日、ペルー政府に対する総額285百万SDRのスタンダードバイ取決め(引出し有効期間79年8月10日~80年12月31日)を承認した。

本措置は「同国の外貨準備を補強するとともに、為替・貿易の自由化を支援するためのもの」とされている。

なおIMFとペルー政府は昨年9月、総額184百万SDR(期間80年12月末まで)のスタンダードバイ取決めを締結したが(53年10月号「要録」参照)、今般新たな取決めを締結したことにより従来のスタンダードバイ取決めは無効となった。

歐州諸国

◇EC農相理事会、1979/80農業年度の農産物価格等を決定

EC農相理事会は6月18~22日の理事会において、1979/80年度(本年については、79年7月1日を年度初としている)におけるEC農産物価格、グリーン・レート、

(第2表)

通 貨	旧 レ ー ト (A)	新 レ ー ト (B)	変 更 率 ($\frac{A}{B}$ %)	国内農産物価格に及ぼす影響 (%)
ドイツ・マルク	1D.M.=0.355326ECU 1ECU=2.81432D.M.	1D.M.=0.359271ECU 1ECU=2.78341D.M.	+ 1.1	△ 1.098
ベルギー・フラン	1B.Fr.=0.0244982ECU 1ECU=40.8193B.Fr.	1B.Fr.=0.0246335ECU 1ECU=40.5951B.Fr.	+ 0.552	△ 0.549
オランダ・ギルダー	1D.Gl.=0.355292ECU 1ECU=2.81459D.Gl.	1D.Gl.=0.357252ECU 1ECU=2.79914D.Gl.	〃	〃
英 ポ ン ド	1£ = 1.81094ECU 1ECU=0.552199£	1£ = 1.72039ECU 1ECU=0.581264£	△ 5.0	+ 5.264
イタリア・リラ	[牛乳、牛肉、豚肉、ブドウ酒] 100Lit.=0.0995023ECU 1ECU=1,005.0Lit.	100Lit.=0.0953434ECU 1ECU=1,048.84Lit.	△ 4.180	+ 4.363
	[その他の農産物] 100Lit.=0.104762ECU 1ECU=954.545Lit.	同 上	△ 8.991	+ 9.879
フランス・フラン	1F.F.=0.184265ECU 1ECU=5.42697F.F.	1F.F.=0.181501ECU 1ECU=5.50961F.F.	△ 1.5	+ 1.523

(第1表)

品 目	旧価格 (1978/79 年度) UC/トン (A)	新 価 格 (1979/80年度)		改定率 ($\frac{B}{A}$ %)
		UC/トン (B)	ECU/ トン	
軟質小麦	162.39	166.61	201.42	+ 2.3
大麦	147.23	151.28	182.89	+ 2.75
ライ麦	155.12	159.23	192.50	+ 2.65
とうもろこし	147.23	151.28	182.89	+ 2.75
米	301.26	316.20	382.28	+ 4.96
オリーブ油	1,915.40	1,944.13	2,350.36	+ 1.50
テーブル・ワイン (最安値品)	1.94	1.97	2.38	〃
牛肉	1,259.70	1,278.60	1,545.80	〃
豚肉	1,226.04	1,224.43	1,504.46	〃
豆類	175.00	177.63	214.75	〃
油種子	296.70	301.15	364.08	〃
砂糖	352.50	357.80	432.60	〃

(注) 原則として価格は指標価格(prix indicatif)ベース。

MCM(国境調整金)比率等を決定、発表した。

今次決定の概要は以下のとおりである。

(1) 農産物価格……平均1.5%引上げ。ただし乳製品については、1979/80農業年度中価格は据置とする。

主要農産物の新旧価格は第1表のとおり。

なお、価格設定の際、ECUを表示単位に用いると

(第3表)

通 貨	旧 比 率 (%)	新 比 率 (%)	
ベルギー・フラン オランダ・ギルダー	+ 3.3	砂 糖(7/1以降) + 2.8 牛 肉(7/2 ツ) ツ そ の 他(ツ) + 3.3	
ドイツ・マルク	+ 10.8	砂 糖(7/1以降) + 9.8 牛 肉(7/2 ツ) ツ そ の 他(ツ) + 10.8	
デンマーク・クローネ アイルランド・ポンド	0	0	
フランス・フラン	砂糖、穀物 豚 肉 そ の 他	- 10.6 0 - 5.3	砂 糖(7/1以降) - 3.7 豚 肉(7/2 ツ) 0 穀 物(ツ) - 10.6 ブドウ酒、玉子、 鶏肉 (ツ) - 5.3 牛乳、牛肉(ツ) - 3.7
イタリア・リラ	牛肉、牛肉、豚肉 ブドウ酒 そ の 他	- 9.8 - 9.8 - 15.7	砂 糖(7/1以降) - 5.3 牛乳、牛肉(7/2 ツ) ツ 豚 肉(ツ) ツ ブドウ酒(ツ) - 9.9 そ の 他(ツ) - 15.8
英 ポ ン ド	牛乳、砂糖 牛肉、豚肉 そ の 他	- 12.2 ツ - 18.2	砂 糖(7/1以降) - 6.0 牛乳、牛肉、豚肉 (7/2 ツ) ツ そ の 他(ツ) - 17.6

の3月5・6日の農相理事会取決め(4月号「要録」参照)は、80年3月31日まで、さらに9か月実施期間を延長する。

(2) グリーン・レートの調整……7月1日以降、前記共通価格を自国通貨建に換算する際用いるグリーン・レートを、第2表のとおり変更する。

(3) 上記の調整を考慮し、各國のMCM(国境調整金)賦課比率は第3表のとおりとする。

◇西ドイツ、連邦債の発行を決定

1. 西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は、7月3日、期間10年もの連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、前回発行の期間10年もの連邦債(7月号「要録」参照)の発行条件と比べると、6月央以降の債券相場の堅調(注1)を映じ、応募者利回りが若干引下げられている(8.07→8.0%)。

(注1) 国債、残存期間10年もの、月中平均利回り(単位・%)

53/3月	4月	5月	6月	7月
7.11	7.25	7.80	8.00	7.90

2. 本決定につき、市場筋では「応募者利回りが前回の発行に引き続き8%台を確保しているという点で、市場実勢を反映しており、本連邦債は円滑に消化されよう」としている。なお、今回の連邦債の発行が10年もの1本となった点(6月の連邦債発行は期間6年ものおよび10年ものの2本建)については、ブンデスバンクでは「金利の8%台乗せ後の市場環境好転の機会をとらえ、極力長期の資金調達を行いたいとする政府の意向を反映したもの」とコメントしている。

期 間 10年
表 面 利 率 8.0%
発 行 価 格 100%
発 行 額(注2) 16億マルク
応募者利回り 8.0%
売 出 し 期 間 7月5日～9日
(注2) ただし、上記発行額中2億マルクについては、ブンデスバンクが当座の間留保し、その後同行を通じ市場の状況をみながら漸次発行される。

◇ブンデスバンク、公定歩合等の引上げを決定

1. ブンデスバンクは、7月12日の定例中央銀行理事会(ラーンシュタイン大蔵省次官出席)において、公定歩合を1%(4.0→5.0%)、ロンパート・レートを0.5%(5.5→6.0%)、それぞれ引上げ、翌13日以降実施することを決定、発表した。

なお、今次措置は本年3月末の公定歩合、ロンパート・レートの引上げ(各3.0→4.0%、4.0→5.0%、4月号「要録」参照)および6月初のロンパート・レートの引上げ(5.0→5.5%、6月号「要録」参照)に続くものである。

2. 本措置発表後の記者会見におけるエミンガー・ブンデスバンク総裁の発言要旨は以下のとおり。

「このところ金融機関による企業・個人向け貸出の増勢が一段と強まっているが、その増加テンポは、経済の安定成長にとって適度のものとなることが望ましい。本措置は、こうした銀行貸出の増加テンポを抑制し、将来の潜在的なインフレ要因を除去することをねらったものである。西ドイツにおける最近の物価上昇の大部分は、原油の急激な値上がり、およびその他原材

料価格の高騰といった海外要因によるところが大きい。こうした海外要因による物価上昇に対しては、金融政策によってこれを抑制することは困難であるが、ブンデス銀行としては、これが国内要因によって増幅されることはあってはならず、こうした国内要因による物価上昇の余地を極力狭めることができが金融政策の最も重要な使命であると考える。また、本措置は、年初来上昇傾向を強めている市場金利に対する追随引上げといった性格も有しており、ブンデス銀行は、今次引上げを引締め措置としては、さほど厳しいものではなく、ほどほどのもの(sehr gemässigt)と考えている。本措置決定に当っては、米ドルやEMS(欧州通貨制度)加盟国通貨等為替面、対外面に対する影響についても十分配慮したが、現在の情勢のもとでは、為替市場も今次引上げ措置をすでに織込んでおり、本措置が格別の困難をもたらすとは考えていない。

3. 本措置に対する反響をみると、政府では「本決定を巡り、ブンデス銀行と政府との間になんら見解の相違はなく」(ラーンシュタイン大蔵省次官)、「原油価格の大幅引上げが物価水準をさらに押上げ、その結果、これが賃金上昇に転嫁されることのないよう十分配慮することが必要であるが、今次引締め措置は、この意味でまさに時機を得たものといえよう」(シュレヒト経済省次官)と評価している。また、金融・経済界等でも「本措置を含めブンデス銀行による安定化政策は首尾一貫したものであり」(銀行協会)、「本措置は、景気に悪影響を及ぼすとは考えられず」(商工会議所)、「物価、賃金のスパイクを阻止するためにも、必要不可欠のものである」(卸・輸出入連盟)と総じて好意的に受止めている。もっとも、一部には「今次引上げにより、完全雇用への道が脅かされることにもなりかねない」(ドイツ労働組合総同盟< DGB >)と批判する向きもみられる。

◇フランス、市中銀行短期貸出基準金利を引上げ

1. フランスの有力市中銀行は7月10日、26日および8月4日の3度にわたり、貸出し金利の基礎となる短期貸出基準金利(taux de base bancaire)の引上げ(9.15→9.45→9.75→10.05、累計引上げ幅の0.9%ポイント)を行った。今回の同金利引上げは6月6日の0.35%ポイント引上げ(8.80→9.15%)に続くものであるが、2か月弱の間に1.25%の大幅引上げが行われたのは、73年6~9月(4か月間に都合1.2%ポイント引上げを実施)以来のことである。

なお、フランスにおいては、従来、短期貸出基準金利変更の際には、主要6行(パリ国立銀行、クレディ・リヨネ、ソシエテ・ジェネラル、商工業銀行、フランス商

業銀行、クレディ・デュ・ノール)が事前に協議し一斉に変更を行う方式がとられていたが、経済省の指導により7月10日の変更から、各行が独自の判断に基づき変更を発表する方式に改められた(注)。

(注) 7月10日実施行…商工業銀行、フランス商業銀行

〃 12日実施行…パリ国立銀行、ソシエテ・ジェネラル、クレ

ディ・リヨネ、クレディ・デュ・ノール

〃 26日実施行…ソシエテ・ジェネラル、クレディ・リヨネ、

クレディ・デュ・ノール

〃 27日実施行…パリ国立銀行、商工業銀行、フランス商業銀

行、クレディ・リヨネ、クレディ・デュ・ノ

ール

〃 8日実施行…ソシエテ・ジェネラル

2. 今回の市中銀行による短期貸出基準金利引上げは、フランス銀行の市場介入金利引上げを映じた短期金融市场金利の上昇(「国別動向」参照のこと)に対処したものとされているが、こうした市場介入金利の引上げに関し市場筋では、「景気に対する悪影響も懸念されるが、周辺諸国の金利上昇下にあって、フラン相場の軟化を防ぐためにはやむをえず、また、金利水準が物価水準を下回るような状況は好ましくないとバール首相の発言からみても、当然のことである」(アジェフィ紙ほか)としている。

◇フランス、金融制度改革措置を閣議決定

1. フランス政府は7月11日、4月に提出された金融制度改革に関するマュー報告(5月号「要録」参照)を受け、一連の金融制度改革措置を閣議決定、発表した。

今次措置の概要は以下のとおりである。

(1) 企業向け融資の改善に関する措置

イ. 中小企業設備金融公庫の創設

ホテル・商工業信用金庫(Crédit hôtelier, Industriel et Commercial)、国家契約金庫(Caisse Nationale des Marchés de l'Etat)、信用協同組合(crédits coopératifs)等既存の中小企業関連政府金融機関の業務の一部ないし全部を統合し、中小企業向け中長期信用供与を一元的に行う政府金融機関を新設する。

ロ. 融資条件の明示

各金融機関に対し、借手に金利(表面金利のほか、諸経費を含めた実効金利も)等借入条件を明示するよう義務づけ、借手が金融機関の融資条件を容易に把握できるようにする。

ハ. 短期企業金融の近代化

企業が金融機関から短期資金を借り入れる場合、これまで手形割引、当座貸越、証書貸付等の取引形態ごとに異った金融機関から借り入れる商慣習があ

ったが、以後この方式を改め、一金融機関が全形態の融資を行えるよう総合融資制度(Crédit global d'exploitation)を導入する。

(2) 中小企業の自己資本充実促進措置

イ. 地域投資育成会社(Société de Développement Régionale、略称 SDR、全国で16社)による地場中小企業への資本参加拡大等のため、同社の自己資本総額を2倍(4→8億フラン)に拡大し、資金力を強化する。

ロ. 地方証券取引所における証券取引を促進するため、地方証券取引所での上場証券取引にかかる取引税は免税扱いとする。

(3) 3大国立銀行支店の業務権限強化に関する措置

3大国立銀行(Banque Nationale de Paris, Crédit Lyonnais, Société Générale)に対し、本年12月31までに、貸出業務等パリの本店に集中している金融業務について支店の権限を強化するための計画を作成させ、経済大臣あて提出させる。

2. 今次措置発表に際してモノリー経済相は、「中小企業向け融資改善等の措置は、中小企業金融機関および中小企業の発展がフランス経済発展の基盤であることを明らかにすること、および金融機関相互間の競争を刺激することをねらいとしている」旨説明した。

しかし、金融界にあっては、「大手銀行の支店の権限強化に関して、各行が自行の内部事情を考慮しつつ独自の計画を策定すれば良い扱いとされた点は歓迎するが、業態区分規制を緩和し、貯蓄銀行、農業信用金庫、相互銀行等に付与されている優遇措置を見直すべきであるとのマュー報告において指摘されていた点については、今回判断が示されなかったことは極めて遺憾であり、今後も、この点について方針を示すよう強く政府に働きかけていきたい」(レベック・フランス商業銀行頭取ほか)としている。

◆英国、為替管理の緩和措置を発表

1. 英国政府は7月4日、6月に実施した為替管理緩和(7月号「要録」参照)「第1段階」の追加措置として、3国間貿易(英国非居住者から購入し、同非居住者へ売却する商品取引)の際の商社(英国居住者)によるポンド建ファイナンスを7月5日以降解禁する(注)(当該ファイナンスは76年11月以降禁止されていた。51年12月号「要録」参照)と発表した。

(注) 今回の解禁は、商社ファイナンスのみに関するものであり、銀行(英国居住者)ファイナンスについては引き続き禁止されたままである。

2. 続いて、英国政府は7月18日、最近のポンド相場の強調にかんがみ為替管理緩和の「第2段階」として次のような措置を翌19日より実施すると発表した。

(1) 対外直接投資にかかる外貨調達規制の緩和

従来の金額面での規制(各プロジェクトごとに、年間5百万ポンドまで為替市場における外貨調達を容認)を撤廃し、対外直接投資にかかる所要外貨の為替市場調達を無制限に容認するとともに、対外直接投資のための外貨借入についてもその返済資金を為替市場で調達することを認める(従来は投資通貨市場で調達することが必要)。

(2) 対外証券投資の規制緩和

以下にかかる所要外貨については為替市場での調達を認める(従来は投資通貨市場で調達することが必要)。

- ① EEC諸国通貨建証券への投資。
- ② 英国がメンバーである国際機関が発行する証券への投資。
- ③ 対外証券投資のための外貨借入で1年以上経過しているものについての返済。

3. 今次措置につきシティ筋では、「最近のポンド高騰にかんがみ、緩和スケジュールがかなり前倒しに実施されたもの」という意味では好感しながらも、「内外金利差やポンド相場の強調ぶりを考えると、対外証券投資等が直ちに急増する可能性は少ない」との見方をしている。

◆英蘭銀行、特別預金預入率の一時引下げを発表

1. 英蘭銀行は7月5日、全銀行(北アイルランド所在銀行を除く)および割賦販売金融会社の特別預金預入率を7月11日以降8月12日までの間、一時的に引下げる旨発表した(現行2%→7月11日以降0.5%→8月3日以降1%→8月13日以降2%)。その後7月27日には8月3日に予定していた0.5%引上げ(0.5→1%)を9月10日以降に延期する旨発表した。この結果、同預入率の年初來の推移および今後の引上げ予定は次のとおりとなる。

2月18日以前	対象債務の	3%
2月19日以降	"	1%
3月19日 "	"	0%
4月23日 "	"	1%
5月8日 "	"	2%
7月11日 "	"	0.5%
8月13日 "	"	1.5%
9月10日 "	"	2%

2. このような特別預金預入率の一時引下げおよび引上げ時期延期等の措置につき英蘭銀行では、「最近民間部

門の国債(Gilts)購入が著しく、その結果銀行部門の準備資産ポジションの悪化、金融市場のひっ迫等を招いているため、増加率ベースの特別預金制度(corset)の持つ銀行貸出抑制機能を阻害することなく、円滑な市場調整を図ることを目的として行った技術的なものである。当初予定していた預入率引上げの時期を延期したのも、国債の先行きがその後も好調であり、ここ当分は短期金融市场の需給引継まりが解消されない見通しが強まつたため、これに對処してとられた措置であって、引継め基調の金融政策の緩和を意味するものではない」と説明している。

◇英国、競争法案を発表

1. 英国政府は7月12日、市場における公正な競争を確保し、これによって物価上昇の抑制を図ることを目的とした「競争法案(Competition Bill)」を発表した。同法案の骨子は次のとおり。

- (1) 物価委員会(the Price Commission)の廃止。
- (2) 公共・民間のいずれを問わず自由競争を抑制、制限する行為に關し調査、監督を行う公正取引委員長(the Director General of Fair Trading)および独占・合併委員会(the Monopolies and Mergers Commission)の権限を次のとおり強化する。
 - ① 公正取引委員長は、競争制限的行為(anti-competitive practices)についての予備調査を行うことができる。
 - ② 公正取引委員長が市場において競争制限的行為を行われていると認めた場合、独占・合併委員会がさらに調査を行う。
 - ③ 同委員会の調査の結果、公共の利益に反する行為が行われているとみなされる場合、商務大臣(Secretary of State for Trade)は当該企業に対して当該行為の停止を勧告し、これに従わない場合には、履行を強制することができる。
- (3) 商務大臣は、国有企业およびその他公共企業に関する調査を独占・合併委員会に次のとおり要請する権限を付与される。
 - ① 商務大臣は、独占・合併委員会に対し、国有企业およびその他公共企業の能率、コスト、消費者に対するサービス、独占力の濫用等の調査を要請することができる。
 - ② 同委員会が公共の利益に反する行為が行われているとみなした場合、商務大臣は当該企業に対して適宜命令を發することができる。
- (4) 商務大臣は、物価、公共料金等に関する調査を公正

取引委員長に要請する権限を与えられる。

2. 同法案は保守党の経済政策理念である「政府による経済への介入を排し、自由経済を実現することによって、経済の安定成長を達成する」という考え方に基づいたもので、長期的観点から物価上昇を抑制していくことをねらったものとされている。従来、物価上昇抑制のための法的機関として物価委員会(前回保守党政権のもとで73年4月に発足)が活動を行ってきたが、その内容は物価、競争制限的行為等の調査を行い、その結果を報告するにとどまっていたのに対し、今回の法案によって、物価委員会のこうした権限が、公正取引委員会および独占・合併委員会により引継がれるとともに、強化されることになる。

◇英国、低クーポン中期国債を発行

1. 英蘭銀行は7月13日、低クーポン中期国債(Exchequer Stock 1984)を入札形式により発行する旨発表した(低クーポン中期国債の発行は52年10月<Exchequer Stock 1981、クーポン・レート3%、6億ポンド>以来)。

今回の中期国債発行(7月19日)の要領は次のとおり。

- (1) 発行総額10億ポンド、クーポン・レート3%、償還期限1984年7月19日(5年物)とする。
 - (2) 入札価格は最低入札価格(the minimum tender price、今回は額面100ポンドにつき77ポンド)を下回らないこととし、25ペンス刻みとすること。
 - (3) 入札申込は英蘭銀行本支店で受付け、その期限は申込先が英蘭銀行本店窓口である場合は7月19日午前10時、同行支店窓口である場合には7月18日午後3時30分までとする。
 - (4) その他については、長期国債の入札方法と同様(4月号「要録」参照)とする。
2. 英蘭銀行は、本件に関し、「本年末にかけてほぼ同額の同種国債の期限が到来するが、こうした国債の保有者の多くが利子収入よりはむしろキャピタル・ゲインを選好する多額納税者である点にかんがみ^(注)、国庫の金利負担を軽減する一方、当該層のニーズにこたえ國債の多様化を維持していくことが主たるねらいである。その際、市場実勢を反映させる趣旨から本国債の発行についても一般国債(Gilts)と同様の入札形式によることとした」とコメントしている。

(注) 英国においては、国債にかかる利子所得は他の所得と合わせ総合課税の対象となるのに対し、キャピタル・ゲインについては1年以上保有した有価証券の償還、売却に係るもの場合には非課税となるため、納税者にとっては利子収入よりもキャピタル・ゲインを選好する傾向が強い。

◇英国、銀行法の施行日を決定

英国政府は7月27日、本年4月4日に議会を通過、成立した銀行法(Banking Act)を10月1日から施行すると発表した(4月号「要録」参照)。同法の施行により、今後英国において預金取扱い業務を行う金融機関はすべて英蘭銀行の認定あるいは免許を受けなければならないこととなるが、現存する金融機関については、同法施行後6ヶ月以内(80年3月末まで)にその申請を行わなければならぬとされている。また、同法に盛込まれている預金者保護基金の設立については、預金取扱金融機関の認可申請の出揃う80年4月前後となる見込みである。

◇イタリア、輸出信用保険局、対外直接投資に係わる保険の実施細目を発表

イタリアの輸出信用保険局(SACE)(注1)は7月4日、対外直接投資に係わる保険(注2)の実施細目を発表した。当該実施細目は今後大蔵省の承認を経て実施に移される予定。概要以下のとおり。

(注1) 輸出信用保険局については、7月号「要録」参照。

(注2) 1977年5月24日付法律第227号により、「一次産品取得、あるいは財・サービスの供給に結びつく直接投資」は、輸出信用保険局の付保対象とされている。

(1) 対象証券

イタリアとの間に2国間安全保障条約が結ばれている国、あるいは世界銀行の投資紛争解決条約(注3)に調印している国で発行された証券のうち、外国証券投資に対して課されているイタリア銀行へのリラ預託義務(注4)を免除されているもの。

なお、イタリアへの一次産品供給に結びつく発展途上国向け投資、あるいは、イタリア国内の雇用水準やイタリア企業の競争力の低下を招来しない投資が優先される。

(2) 保険限度額

本保険開始当初は、とりあえず当該投資額の70%までとする。

(3) 保険期間

3年以上15年以内、ただし更新可能。

(4) 保険料率

当該投資額の1%以内、年1回前払い。

(注3) 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(1965年以降、各国で調印)で、世界銀行の内部に同条約の規定を遂行する機関として、投資紛争解決国際センター(ICSID)が設置されている。

(注4) 現在当該投資の50%相当額、無利子(53年5月号「要録」参照)。

◇イタリア、石油製品価格を一部引上げ

1. イタリアの物価閣僚委員会は7月27日、石油製品価

格の一部引上げを決定、発表した(28日実施)。イタリアの石油製品価格引上げは、6月26日に続き年初来5回目のものである(7月号「要録」参照)。新価格体系は別表のとおり。

2. 今次価格引上げにつき同委員会では、「OPEC諸国による6月の第3次原油価格引上げ、内外の石油製品価格の乖離、本年下期に予想される石油製品の供給不足等にかんがみ、不可欠な措置であると判断した」と述べている。

イタリアの石油製品価格引上げ(7月28日以降実施)

品 目	価 格 の 推 移 <単位・リラ>
スーパー・ガソリン (1リットル当たり、税込み小売価格)	500 → 550
レギュラー・ガソリン (")	480 → 530
自動車用 L P G (")	347 → 366
自動車用 軽油 (")	215 → 242
暖房用 軽油 (1トン当たり、税別卸売価格)	163,040 → 190,860
暖房用 灯油 (")	172,250 → 183,070
軽質重油 (1トン当たり、税込み卸売価格)	139,555 → 143,305
家庭用 L P G (10キロ当たり、税別小売価格)	3,750 → 4,450

◇オランダ銀行、2度にわたり公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は7月5日、基準割引歩合を0.5%引上げて7.5%とし、6日以降実施する旨発表した(担保貸付歩合<7.5→8.0%>、約束手形割引歩合<8.0→8.5%>もそれぞれ0.5%引上げ)。同行の公定歩合変更は本年5月31日の0.5%引上げ(6月号「要録」参照)に続くものである。

本措置に關し、同行は「最近の内外金利の上昇傾向および歐州通貨制度(EMS)内における為替相場の下落傾向にかんがみ実施したものであり、これによりギルダーの下落に歯止めがかかるなどを期待している」とコメントしている。

2. 続いてオランダ銀行は7月12日、基準割引歩合を0.5%引上げて8.0%とし、13日以降実施する旨発表した(担保貸付歩合<8.0→8.5%>、約束手形割引歩合<8.5→9.0%>もそれぞれ0.5%引上げ)。なお、基準割引歩合の8.0%という水準は前回オイルショック時(48年12月~49年10月)とならび過去最高となっている。

本措置に關し、同行は「海外金利の一段高をながめ決

定したもの」と説明している。

一方、市場筋では7月5日の引上げの際に「恐らく西ドイツの公定歩合引上げを見越し、それまでのつなぎとして決められたもので、実際に西ドイツでの引上げが行われた場合にはさらに追随引上げを行う腹ではないか」と観測する向きが多く、7月12日の再引上げが発表された際は「予想された措置」として比較的平静な受止め方をしている。

◇ベルギー、1980年度予算案を発表

1. ベルギー政府は7月30日、1980年度(1~12月)予算案を閣議決定、発表した。同予算案の概要は以下のとおり。なお、本予算案作成の前提条件として、80年の名目GDP成長率8.5%とインフレ率6%が想定されている。

今回の予算は、歳入が、①高速道路利用税の導入(增收35億フラン)、②ガソリン消費税の引上げ(1リットル当たり+1フラン、增收40億フラン)、③大企業の超過利潤に対する新税の導入(增收30億フラン)、④脱税防止対策の踏襲等から、1兆221億フラン、前年度当初予算比+8.5%と、前年における伸び(同+1.0%)を大きく上回る伸びとなっているが、一方歳出も、①防衛関係費削減(3.74億フラン)、②鉄道など公共運賃値上げ(80年1月15日より+12%)による国庫負担減(25億フラン)、③社会保障関係費削減(110億フラン)等の支出削減努力にもかかわらず、1兆1,043億フラン、前年度当初予算比+8.0%と、依然高い伸びとなり、この結果、収支じりは822億フランの赤字と、前年度当初予算における赤字(806億フラン)を若干上回った。もっとも、前年度の実績見込み(1,016億フランの赤字)に比すれば赤字幅は大幅縮小となっている。

2. 本予算案につきマルテンス首相は、「EMS(欧洲通貨制度)内のフランの防衛とインフレの抑制をねらった緊縮的な予算である」と述べている。また、本予算案に対する反響をみると、財政赤字の削減に対する政府の意欲は一応評価されているものの、一部には、「今次予算案のわく組が守られるか否かは、現段階では判断し難

ベルギーの1980年度予算案

(単位・億フラン、△印は赤字)

	1979年度 (当初予算)	1980年度	前年度比 増加率
一般会計	歳 入	9,417	10,221
	歳 出	10,223	11,043
収 支 じ り	△ 806	△ 822	／＼

い」("L'Echo de la Bourse" 紙)と年度途中で赤字幅拡大を予想する向きもみられる。

◇スイス政府、金融市場証券の発行を決定

1. スイス中央銀行は7月16日、短期金融市場育成の一環として、スイス連邦政府が、かねて検討してきた金融市場証券の発行を、帳簿債権(Buchforderung)のかたちで行うことを決定した旨発表した。本発表の内容は以下のとおり。

(1) 発行方法等

イ. 発行額 約2億スイス・フラン
ロ. 期間 3ヶ月
ハ. 発行方法 入札形式。全落札者に最低落札価格を適用。

ニ. 最低応募単位 50万スイス・フラン
ホ. 応募期間 7月17~19日

(2) 本帳簿債権の取得者名は、スイス中央銀行が管理する金融市場帳簿(Geldmarktregister)に登録され、証書は発行しない。

(3) 本債権の非居住者による取得は認めない。

(4) 本債権の取得には証券取引税(Umsatzgabe)は課されない。

(5) 本債権は譲渡可能とし、譲渡はスイス中央銀行の書面による通知をもって行う。

(6) 本債権は、一定限度内でスイス中央銀行の再割引およびロンバート貸付の適格対象となる。

2. 本決定につき、スイス中央銀行は以下のとおりコメントしている。

「スイス中央銀行は、かねてより政府とともに短期金融市場育成のための措置を検討してきた。8月1日から施行される改正スイス中央銀行法により、スイス中央銀行も新たに期間2年以下の証券発行が認められることになるが、今回の政府による本帳簿債権の発行もこうした短期金融市場育成をねらったもので、これによりスイス中央銀行の短期公開市場操作が可能となる。証書を発行せず帳簿債権のかたちをとったのは、スイス中央銀行の金融市场把握を容易にすることをねらったものである。また、現在の時点を選んで発行に踏切ったのは、政府の資金調達の必要性よりも、むしろかねて進めてきた技術的な準備が整ったためである。」

◇デンマーク、商業銀行等に対する市中貸出規制わくの増額を決定

デンマーク国民銀行は7月9日、国内の資金需要の増

大に対応して商業銀行等に対する市中貸出規制を増やす旨発表した。

(1) 増やす額……17億クローネ(約2%の増やす)

(2) 実施日……6月30日遡及実施

この結果、国内の商業銀行80行および貯蓄銀行152行の貸出限度は、総額1,197億クローネとなった。なお、今回の措置は去る4月5日に発表された3%、34億クローネの増やす(3月31日遡及実施)に続く、本年2回目のものである。

◇スウェーデン、公定歩合を引上げ

1. スウェーデン中央銀行は7月5日、公定歩合を0.5%引上げて7.0%とし、翌6日から実施するとともに、合わせて長期債発行利回りおよび長期貸出金利の各0.5%引上げ、商業銀行に対する所要現金比率(Cash Requirement Ratio)の引上げ(2%から4%へ、10日実施)、中央銀行借入に対する高率適用範囲の拡大(Equity Capital 75%超から同50%超へ)ならびに同適用利率の引上げ(公定歩合プラス2%から同3%へ、10日実施)を実施する旨発表した。

2. 今次措置につき同行では、「最近、主要国および国際金融市場に比較して国内金利が相対的に低水準にあることから、企業の海外資金調達が減退しており、一方で国内流動性は持続的に増大している。こうした状況にかんがみ、内外金利差縮小、資本収支改善を図ることが肝要と判断した」とコメントしている。

◇ノルウェー、南ノルウェー地区に対する第一線準備率適用を拡大

ノルウェー政府は6月29日、南ノルウェー地区所在の商業銀行について第一線準備率制度を復活、同準備率を3%として7月5日より実施すると発表した。同制度は南ノルウェー地区の貯蓄銀行については、すでに6月1日以降再適用している(7月号「要録」参照)。

◇ポルトガル、新内閣成立

ポルトガルでは8月1日、ピント内閣の総辞職(注)のあとを受けて、ピント内閣が成立した。新内閣は、前内閣同様、無党派のテクノクラートで編成されており、今秋に予定されている総選挙まで暫定的に政権を担当する。なお、女性宰相の誕生は、ポルトガルの政治史上初めてのことである。新内閣の主要閣僚は以下のとおり。

首相 Maria de Lurdes Pintassilgo(前ユネスコ代表)

副首相兼内務相 Manuel de Costa Braz(陸軍中佐)

国防相 José Loureiro dos Santos(留任)

財務企画相 Carlos Crreira Gago(ダコスタ内閣(注)外相)

大蔵相 António de Souza Franco(無所属議員)

法務相 Pedro Macedo(裁判官)

外務相 Carlos Freitas Cruz(留任)

(注) ピント内閣は、ダコスタ内閣(53年9月号「要録」参照)の崩壊のあとを受けて昨年11月18日成立した(53年12月号「要録」参照)が、左派政党との対立から、本年6月7日、総辞職に追い込まれた。エアネス大統領は、同内閣の辞表受理後、今秋に総選挙を実施する旨発表した。

◇トルコ、西ドイツ政府からの借款締結

1. トルコ政府は、7月18日、西ドイツ政府との間に3.8億マルク(約2億ドル)の借款協定を締結した旨発表した。同借款は、5月末パリで調印された、OECD加盟14か国からの借款(総額9億ドル)の一環をなすものであり、借款供与の条件は期間30年、当初10年間は無利子、以後2%の利子を付することとされている。なお、OECD加盟14か国による対トルコ政府借款供与予定額は下表のとおり。

対トルコ政府信用供与予定額

(単位・百万ドル)

国名	開発援助	中期輸出信 用	総額
オーストリア	15	20	35
ベルギー	10	65	75
デンマーク	5	0	5
フィンランド	2	0	2
フランス	70	0	70
西ドイツ	200	0	200
イタリア	25	15	40
日本	35	35	70
オランダ	20	0	20
ノルウェー	11	60	71
スウェーデン	10	0	10
イスラエル	30	0	30
英國	30	0	30
米国	198	50	248
14か国計	661	245	906

2. また、トルコ中央銀行は、7月13日、西側市中銀行シングルカート団(バークレイ、シティ・バンク、チャーチ・マンハッタン、モルガン・ギャランティ・トラスト、ダイチチ、ドレスナー、ユニオン・バンク・オブ・ス

イス等15行)との間で4.29億ドルの短期信用借款協定を締結した(期間7年、更新可能)。ただし、当該融資については、①トルコ中央銀行が為替リスクを補償すること、②ロンドン・インターバンク6か月ものドル預金金利の1.75%高の利子を支払うこと、③IMFからのスタンダード・バイ・クレジット<3億ドル>の導入実現等が融資実行の条件とされている。

アジアおよび大洋州諸国

◆韓国、1979年経済目標を修正

韓国政府は7月、79年経済目標を修正する旨発表した。これによれば、物価が当初見込み比大幅な上昇が見込まれる(卸売物価前年比上昇率、当初+10%→修正+24~25%)状況下、実質GDP成長率を8%台(当初9%)に抑制し、経済の安定基調の定着に努めることとしている。一方、対外面では、輸出は当初目標(155億ドル)どおりの達成が可能とみられるものの、輸入が輸入物価の上昇等から増加を見込まれる(当初180億ドル→修正193億ドル)ため、経常収支も悪化が予想され、これ

を対外借入れ増によりファイナンスする方針をとっている。

こうした経済目標の修正は①年初来、同国経済発展の軸をなす輸出の伸びがおもむろしくないこと、②物価抑制のための金融引締め措置や総需要抑制策実施に伴う影響が生産面にあらわれ始めていること、③ここにきての石油製品価格の大幅引上げ(「要録」別項参照)により、物価上昇圧力が一段と高まり、実体経済面への悪影響がさらに強まることが避けられないこと、などから当初目標の達成は困難としてとられたもの。

主な修正目標は左下表のとおり。

◆韓国、本年第1四半期のGDPを発表

韓国銀行がこのほど発表したところによれば、韓国の本年第1四半期(1~3月)の実質GDP(暫定)は、前年同期比+13.6%と、前年同期の伸び(同+18.5%)は下回ったものの、年間目標(前年比+9%)をかなり上回る伸びを達成した。

これは、製造業部門が、輸出の不振(前年同期比△3.6%)にもかかわらず、民間設備投資、個人消費等国内需要の好調を背景に、重化学工業(同+25.2%)、鉄鋼、電気機器、輸送用機械等を中心として好伸び(同+19.8%)をみたほか、社会間接資本部門も、電力を中心に前年同期比+17.3%の伸びを示したことによるもの。この間、農林水産業は、沿海漁業、養殖業等の好調から、78年第2四半期以来3四半期ぶりに前年比プラス(同+7.7%)に転じている。

もっとも、4月以降については、輸出のみならず内需

国内経済目標(79年)

(単位・前年比増加率・%)

	修正目標	当初目標
実質GDP成長率	8.0~9.0	9.0
個人消費	10.0	11.2
総固定資本形成	7.1	12.6
卸売物価上昇率	24~25	10.0
消費者物価上昇率	21~22	12.0
マネーサプライ(総通貨)増加率	25.0	25.0
国内与信増加率	27.8	44.3

国際収支目標(79年)

(単位・百万ドル、カッコ内前年比増加率・%)

	修正目標	当初目標
経常貿易収支	△2,900	△1,400
輸出	△3,800	△2,500
輸入	15,500 (21.8)	15,500 (21.8)
貿易外移転収支	19,300 (32.9)	18,000 (23.2)
長期資本収支	900	1,100
基礎的収支	2,400	2,200
短期資本収支	△500	600
総合収支	500	0
	0	600

韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年比増減(△)率・%)

	1977年	1978年第1四半期(暫定)	1979年第1四半期
G 総農林水産業	額 10.5	12.5	13.6
N 鉱工業	2.3 △ 2.3	19.1	19.3
N うち製造業	14.3	19.7	19.8
P 社会間接資本	14.4	20.6	23.2
その他のサービス	20.6	8.8	11.0
G 個人消費支出	17.3	12.5	11.9
G 政府の財貨・サービス経常購入	11.3	11.6	11.1
N 国内総固定資本形成	26.6	40.5	23.1
E 財貨・サービスの輸出	27.4	20.0	△ 3.6
(控除) 財貨・サービスの輸入	24.7	29.1	23.6

(注) 1975年不变価格による。

も増勢鈍化をみていることから、GNPの伸び率鈍化が懸念されている。

◇韓国、輸出支援金融を拡充強化

韓国政府は7月2日、輸出促進を図るため輸出支援金融制度を拡充強化することとし、即日実施した。これは、同国の輸出が、原資材価格や人件費の高騰に伴う国際競争の悪化などから、本年に入り増勢鈍化をみている(輸出実績78年前年比+26.5%→79年1~6月同+18.8%)ためとされた措置。なお、こうした輸出不振の状況下、本年6月に輸出支援金融の不正流用を防ぐ観点から実施された輸出支援金融の適用厳格化措置(6月号「要録」(注)参照)についても、今般、その一部緩和が図られている。概要は次のとおり。

- (1) 輸出金融の融資算定基準為替レートを引上げ…1ドルにつき一律30ウォン引上げ(生産集荷資金420→450ウォン、輸出用原資材輸入資金420→450ウォン、輸出用国産原材料購入資金450→480ウォン等)。
- (2) 稼得額金融限度取引制度(6月号「要録」(注)参照)における融資限度拡大…融資限度を従来の過去3か月間の輸出実績の3%→3%に拡大。
- (3) 輸出用原資材輸入金融制度(6月号「要録」(注)参照)における融資限度を超過した貸出に対する韓国銀行の特別認可を拡大。
- (4) 商社等が輸出用国産完成品の購入に要する資金の融資限度拡大…購入完成品の過去1年間の輸出実績の1%→3%に拡大。

◇韓国、石油製品価格等を引上げ

韓国政府は7月、石油製品価格を平均59%引上げる旨発表、7月10日より実施した。同国の石油製品価格引上げは、3月(9.5%)に続き本年2回目の措置であるが、一時に59%もの大幅引上げをみたのは、石油危機直後の74年2月(引上げ率82%)以来のこと。

一方、これに伴い、電力料金、独・寡占指定品目(4月号「要録」(注)参照)20品目を含む石油関連44品目の価格も引上げられることとなった。

主要品目の引上げ幅は次のとおり。

- (1) 石油製品価格の引上げ(引上げ率一律59%、7月10日実施)

ガソリン(レギュラー): 211→336ウォン(約150円)/リットル

灯油: 65→103ウォン(約46円)/リットル

軽油: 62→99ウォン(約44円)/リットル

重油: 53→85ウォン(約38円)/リットル

- (2) 電力料金引上げ(平均引上げ率35%、7月12日実施)

家庭用: 大口需要者35%、小口需要者20%

営業用: 35%

産業用: 37.7%

農業用および街灯用: 35%

- (3) 石油関連44品目の価格引上げ(7月11日実施)

- ① 独・寡占指定品目(20品目、引上げ率4.1~30%)

鉄筋: 4.9%、新聞用紙: 23.2%、セメント: 18.4%、板ガラス: 21.6%、ナイロンF糸: 30%等

- ② ナフサ溜分(7品目、引上げ率一律41%)

エチレン、プロピレン、ブタジエン、ベンゼン等

- ③ 石油化学製品(15品目、引上げ率6.9~48%)

アルキルベンゼン: 6.9%、カプロラクタム: 48%等

- ④ 農産品(2品目、引上げ率不明)

粉乳、発酵乳

なお政府によれば、今次措置により本年度の卸売物価は前年比24~25%、消費者物価は同21~22%の上昇となる見通しとなっているが、こうした物価上昇が低所得者層に与える影響を軽減するため、政府は別途所得税減免(注)等の措置をもあわせてとる旨発表している。

(注) 1. 所得税軽減: 月間所得50万ウォン以下の労働所得者および事業所得者…30%、同50万ウォン以上の労働所得者…20%。
2. 地税の免税点を40%引上げ。
3. 家庭用電力料金のうち、特に小口の需要者向けについては、料金引上げ率を20%ではなく10%にとどめる。

◇タイ、1980年度予算案を発表

タイ政府は6月27日、1980年度(79年10月~80年9月)予算案を閣議決定した。それによれば予算規模は、国内景況の回復に伴う企業収益の改善等を映した税収増から1,090億バーツ(前年度当初予算比+18.5%)と前年度を大きく上回っており、これが経済開発費、教育費等に重点配分されることになっているのが特徴。本予算案の概要是次のとおり。

- (1) 歳出は、最もウェイトの大きい経済開発費が住宅建設、電力開発支出増加から前年度比+28.9%と高い伸びを示しているほか、農村地区対策を中心とした教育費(前年度比+27.0%)、治安維持費(同+23.5%)の伸びが目立っている。また、借入金返済額もかなりの増加(前年度比+23.4%、予算に占めるシェア11.4%<前年度同11.0%>)を示し引続き大きな財政負担となっている。

- (2) これに対し、歳入は、中央銀行、国立貯蓄銀行、商業銀行等からの借入(前年度比+4.8%)を抑制し、順調な伸びが見込まれる租税等政府経常収入と国庫準備

タイの1980年度予算案

(単位・百万バーツ)

		1980年度	1979年度	前年度比 増減(%)率 (A)/(B) ×100
歳 入	租税等政府経常収入	87,000	72,000	20.8%
	借入金	17,500	16,700	4.8
歳 出	国庫準備金	4,500	3,300	36.4
計		109,000	92,000	18.5
歳 出	経済開発費	22,916	17,785	28.9
	教育費	22,586	17,786	27.0
	国防費	22,271	19,057	16.9
	治安維持費	6,047	5,037	20.1
	社会厚生関係費	12,266	9,936	23.5
	一般行政費	3,512	2,949	19.1
	借入金返済	12,378	10,028	23.4
	その他の	7,024	9,421	-25.4
計		109,000	92,000	18.5

金の取崩し(前年度比+36.4%)によって対応する形となっている。

◇タイ、わが国で初めて円建公募債を発行

タイ政府は7月18日、わが国で初の円建公募債を発行した(初の円建私募債は昨年5月に発行)。発行条件等は次のとおり。

総額 100億円

償還期間 10年

表面利率 年8.8%

発行価格 100円につき99円40銭

応募者利回り 年8.913%

引受会社 野村証券(主幹事)、山一証券、大和証券、日興証券等36社

なお調達資金の用途は、同国の第4次経済社会開発計画(76年10月~81年9月)のプロジェクトの一部をなす電力開発、住宅建設等の資金として充当される予定。

◇シンガポール国家賃金評議会、79年度賃上げガイドラインを勧告

シンガポール国家賃金評議会(注1)(National Wages Council)は6月23日、恒例により、新年度(79年7月~80年6月)の賃上げに関する勧告を行ったが、賃上げ幅は既往最高のものとなっている。同勧告の主な内容は次のとおり。

(1) 本年度の賃上げガイドラインを定期込みで7%+32

シンガポール・ドル(前年度は6%+12シンガポール・ドル)とする。

(2) 職種等により異なる昇給率を採用している企業には前年に続きグループ相殺方式(注2)(group offsetting system)を認める。

(3) 雇用主は給与月額750シンガポール・ドル以下の労働者1人につき、給与月額の2%相当もしくは5シンガポール・ドルのいずれか高い方を、労働者の技術水準引き上げのために設けられた技能開発基金(Skills Development Fund)に拠出する。

(4) 勤務の渡り歩き(Job-Hopping)防止のため、本年も勤続期間が12か月以下の者に対しては本勧告の適用外とする。

今回勧告された賃金水準は、72年に国家賃金評議会の勧告が開始されて以来の最高となったが、同国政府は今次勧告について実質経済成長率、生産性、物価上昇率などを総合的に勘案したものであるが、同時に80年代に向けて労働集約型の産業構造からの脱皮を図るために賃金コストを上昇させることによって産業の高度化(機械化、省力化)促進もねらったものであるとコメントしている。

(注1) シンガポールの賃上げは、72年以降労働者、雇用主、政府の代表で構成される国家賃金評議会が、当該年度の賃上げ率を勧告、政府がこれを承認したうえで、このガイドラインに沿って各企業個別に交渉する方式がとられている。

(注2) 本方式は、企業全体として賃金支給総額がガイドライン内にとどまつていれば、一部職種ないし一部従業員の賃上げ率がガイドラインを上回っていても可とするもの。

◇フィリピン、一部輸入関税を引下げ

フィリピン政府は7月12日、食料品および加工食品原材料等40品目の輸入関税引下げを実施した。本措置は昨年末以降の物価上昇による食料品の値上がりに対処して輸入量を拡大するためにとられたもの。主な品目の関税引下げ状況は次のとおり。

	旧	新
食肉(鳥肉を除く)	10%→5%	
加工食肉(鳥レバーを除く)	100%→50%	
フレッシュミルク・クリーム	30%→20%	
茶	70%→50%	
フルーツ・ジュース	100%→50%	
缶詰製造用すず板	50%→0%	
包装用アルミ箔	30%→10%	

◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切下げ

インド準備銀行は、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レート(middle rate)を、7月2日に1英ポンド当たり

11.35 ルピーから 17.55 ルピーへ 1.1% (IMF 方式、以下同様)、7月6日に同 17.55 ルピーから 17.75 ルピーへ 1.1%、さらに 7月19日には同 17.75 ルピーから 18.00 ルピーへ 2.5% それぞれ切下げを実施した。

今回の3度にわたるルピー切下げは、本年6月22日の切下げ以降、介入通貨である英ポンドが、OPEC の原油価格の大幅引上げ決定を背景に他の主要国通貨に対して上昇した(6月23日～7月18日における英ポンドの対主要通貨上昇率、対米ドル +6.4%、対西ドイツ・マルク +3.8%、対日本円 +5.4%)ため、ルピーもこれら通貨に対して自動的に切上った形となったのを調整するために実施されたものとみられている。

今回の措置により、ルピーの対英ポンド中心レートは6月央以降約1か月間に連続5回にわたって通算6.1%(年初来では8.3%)切下げられたことになる。

ルピーの対英ポンド中心レート(1英ポンド当り)の最近の推移は以下のとおり。

レート変更実施日	対英ポンド(1英ポンド当り)	旧レート比(IMF方式)
5月15日	16.90 ルピー	+1.5%
6月18日	17.10 ツ	-1.2ツ
22日	17.35 ツ	-1.4ツ
7月2日	17.55 ツ	-1.1ツ
6日	17.75 ツ	-1.1ツ
19日	18.00 ツ	-2.5ツ

◇パキスタン、1979年度予算案を発表

パキスタン政府は6月28日、1979年度(79年7月～80年6月)予算案を発表した。本予算案発表にあたりカーン蔵相は、①78年度の同国の経済は農業生産の拡大(77年度+2.5%→78年度+4.2%)にもかかわらず、政治・社会不安を背景とした民間投資の低迷等から、前年度をかなり下回る伸び(実質GDPで+6.3%、前年度同+10.0%)にとどまる見通しであること、②予算の配分内容としては前年度に引き続き農・工業部門への民間投資促進に注力すると同時に、大幅な赤字基調にある貿易収支改善のため輸出産業の育成に重点を置くこと、等を強調した。新年度予算案の概要は次のとおり(増減率は前年度修正予算比)。

(1)歳出は、食糧売買差損補てんを中心とする補助金が小麦販売価格引上げ(79年5月)を主因に減少(-12.0%)したものの、開発支出が農村インフラ整備、農村電化、大型製鉄所建設等向けに著伸した(+17.1%)ため既往最大の規模となったほか、国防費もかなりの増加(78年度+8.1%→79年度+11.4%)となったことか

ら全体としては521億ルピーと前年度比12.5%増となった。

(2)一方、歳入は、経常収入が石油製品、植物油等一部消費財に対する増税、ガス、水道、鉄道運賃等公共料金の引上げ等が行われるもの、国内産業育成、輸出振興の見地から前年度に引き継ぎ繊維、ガラス製品の国内消費税撤廃、機械機器、原材料の輸入関税・売上税減免等の措置を講じたことから低い伸び(+9.6%)にとどまったことに加え、外国援助が米国の大幅削減を主因に前年以下の水準(-4.3%)となったことから、総額では410億ルピーと前年度比4.6%増にとどまった。

(3)この結果、予算収支じりは111億ルピーの赤字と、過去最高の赤字を記録した前年度(71億ルピーの赤字)

パキスタンの1979年度予算案

(単位・億ルピー)

		1978 年度 (修正後)	1979 年度案	前年度 (修正後) 比
歳 経常勘定	國防費	105	117	11.4%
	債務返済	66	75	13.6
	一般行政費	14	16	14.3
	州政府交付金	19	21	10.5
	補助金	25	22	-12.0
	その他とも計	261	291	11.5
資本勘定	開発支出(連邦政府)	158	185	17.1
	〃(州政府)	44	45	2.3
	計	202	230	13.9
合 計		463	521	12.5
歳 経常勘定	租税収入	230	250	8.7
	うち関税	100	110	10.0
	消費税	18	20	11.1
	所得税	33	37	12.1
	税外収入	73	83	13.7
	州政府への還付	(-) 42	(-) 47	11.9
計		261	286	9.6
入 資本勘定	連邦政府調達分	9	3	-33.3
	州政府貸付金の回収	5	—	—
	外国援助受入れ	108	103	-4.6
	その他とも計	131	124	-5.3
合 計		392	410	4.6
収支じり(△は赤字)		△ 71	△ 111	—

をさらに上回る見込み。

◇パキスタン、1979年度の輸入政策を発表

パキスタン政府は6月30日、1979年度(79年7月~80年6月)の輸入政策を発表した。これによれば国内産業保護のため部分的に輸入規制を強化するものもあるが、基本的には1972年度來の輸入自由化を推進、一般消費財、機械類、原材料等の輸入規制を一段と緩和する方針。概要は次のとおり。

- (1) 国内産業保護のため、外国製大型道路ローラー(12トン超)の輸入を禁止するほか、テレビ部品の輸入許可(B分類)(注)品目数を78年度の31から11に減ずる。
- (2) 国内工業生産の拡大、物価安定化の見地から、輸入禁止品目であったブラシ用剛毛、工業用石綿、香料、ラッシャライトの輸入を自由化しA分類品目とするほか、從来C分類品目であったたばこの一部およびパイプチェーン向け線材の輸入制限を緩和し各々A分類品目、B分類品目とする。
- (3) 繊維品輸出振興のため、繊維機械の輸入許可機種数を、輸出品を生産している繊維業者に対して11機種に拡大(通常は9機種)。

(注) パキスタンの輸入自由化品目の分類は規制の緩やかな順に次のとおりとなっている。

- ① A分類品目……1952年の輸出入業者登録令に基づき登録された業者が輸入できる品目。
- ② B分類品目……製造業者のみが輸入可能な品目。
- ③ C分類品目……公共機関のみが輸入可能な品目。

◇豪州、鋼板の輸入規制を継続

豪州政府は7月2日、昨年度初めて導入した鋼板の輸入割当制を本79/80年度(79年7月~80年6月)についても継続すると発表した。今年度の輸入割当わくは次のとおり。

	79/80年度 (79/7~80/6)	参考 <前年度>
	千トン	千トン
熱 延 鋼 板	23.0	< 22.5 >
冷 延 鋼 板	95.0	< 90.0 >
亜鉛メッキ鋼板	57.0	< 50.0 >
合 計	175.0	< 162.5 >

鋼板の輸入割当制は国内製鉄業保護の観点から昨年7月に暫定的に導入されたもので、政府ではいずれ産業援助委員会(Industries Assistance Commission)の長期政策に関する報告をもって最終的な政策を決定する方針であるが、取りあえず前年度比若干の増加を認める形で本年度の割当わくを設定したもの。

◇ニュージーランド、79年度予算案を発表

ニュージーランド政府は6月21日、1979年度(79年4

月~80年3月)予算案を議会に提出した。本予算案は、社会保障費、債務償還費等の膨張から前年度に引き赤字予算となっているが、更年後再び騰勢が強まっている物価の抑制を図るため、産業開発費を大幅削減するなど内容的にはかなり抑制色が濃いものとなっている。なお施策面では輸出関連産業や農漁業などの振興策等に重点が置かれている。本予算の概要は次のとおり。

(1) 予算規模

歳入は、所得税の減税を盛込んでいるものの、全体としてはたばこ、酒類の販売税引上げや郵便料金引上げ等により大幅増加(前年度実績比+21.8%)を見込んでいる。これに対し、歳出は、社会保障費等一部を除き、昨年度に干ばつ被害の救済支出もあって増加した産業開発費が大幅に削減されたのをはじめ、各項目にわたりほぼ軒並み抑制されたため過去5年間では最低の伸び(同+12.0%)となっている。この結果、財政赤字は1,090百万NZドルと昨年度実績(1,446百万NZドル)をかなり下回る見込み。

(2) 主な施策

イ、農業振興策

土地開発促進融資制度に買付け資金として新たに90百万NZドルを拠出。

ロ、漁業振興策

船舶の冷凍設備の設置費用につき、その40%を限

ニュージーランドの79年度予算案

(単位・百万NZドル)

	1978年度 (実績)	1979年度	前年度 比増減 率(%)
歳 入			
税 収	4,990	6,095	22.2
うち 所 得 税	3,655	4,560	24.8
販 売 税	450	620	37.9
關 稅	286	311	8.7
そ の 他 と も 計	5,403	6,578	21.8
歳 出			
一 般 行 政 費	603	596	- 1.3
外 交・國 防 費	385	414	7.6
教 育 費	929	931	- 0.2
產 業 開 発 費	858	720	- 16.1
運 輸・通 信 施 設 費	279	260	- 7.0
社 会 保 障 費	1,854	2,162	16.6
保 健・医 務 費	980	1,040	6.1
債 務 償 戻・	592	791	33.4
政 府 事 業 費	6,848	7,668	12.0
そ の 他 と も 計			
收 支 じ り	1,446	1,090	

度として特別融資を実施。

ハ、製造業振興策

(イ) 輸出産業の対外競争力強化のため、輸出品製造業者向けの原材料輸入許可制度の運用を弾力化。

(ロ) 投資促進のため、産業貿易省内に、海外からの投資の受入れを一元的に管轄する部門を設置。

ニ、エネルギー節約対策

船舶用を除くディーゼル燃料油、ジェット燃料油に対し新たに課税(1リットル当たりそれぞれ0.5セントおよび5セント)するほか、灯油については課税額を引上げ(1リットル当たり2.5→4セント)。

ホ、所得税減税

個人消費刺激のため中間所得層(年収4.5~12千ドル)の所得税減税を実施(減税幅は所得水準に応じ3~13%、減税総額214百万NZドル、10月実施予定)。

ヘ、間接税引上げ

たばこ、ビールの販売税を新設(たばこ15%、ビール30%)、その他酒類の販売税を引上げ(20→40%)。

ト、郵便・通信料金引上げ

郵便料金を8月1日から、また電報・電話料金も10月1日から各々引上げ(引上げ率等は別途発表の予定)。

◇ニュージーランド、商業銀行の準備預金控除額を削減

ニュージーランド政府は6月27日、金融を一段と引締めるため、従来商業銀行に対して認められていた中央銀行への準備預金からの控除額50百万NZドルをゼロに削減、7月1日から実施する旨発表した。

同国では、本年1月の一連の金融引締め措置実施に続き4月にも民間信用増加に関するガイドラインの引下げ(5月号「要録」参照)を発表したが、その後も金融機関の貸出増加が続いていることから、今回の措置がとられたもの。

共産圏諸国

◇ソ連、生産性向上策を決定

ソ連政府は7月29日、生産性向上に関する政令を発表した。これによれば、鉱工業生産伸び悩みの状況下、生産効率改善のため、①企業、労働者に対する奨励策を強化すること、②科学技術進歩の成果を積極的に利用すること、③鉄道・道路網を整備し、輸送面のボトルネックを解消すること、を打出している。

なお同政令では、第11次5か年計画(1981~85年)の基本方針についても言及、①石油・鉄鋼等の原燃料節約の強化、②鉄道網の整備・拡大による地域開発(特にシベリア)の促進、③各種作業の機械化推進、④消費財の生産拡大、品質改善、等を明らかにしている。

◇一部東欧諸国、石油関連製品を中心に価格引上げを実施

チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニアの政府当局は最近相次いで石油関連製品を中心とした小売価格引上げを実施した。値上げの概要は次のとおり。

1. 主要値上げ品目等

	実施日	主要値上げ品目 (カッコ内値上げ率・%)	
		石油関連製品	その他品目
チェコスロバキア	7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン(50) ・軽油(2倍) ・電気・ガス料金(50) 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便・電報・電話料金(50) ・石炭(50)
ハンガリー	7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用灯油(30) ・電気料金(51) 	<ul style="list-style-type: none"> ・パン(50) ・石炭(25)
ルーマニア	6月13日 および 7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン(6月13日、平均40%値上げしたのに統いて、7月25日にも若干値上げ) 	

2. 背景

チェコスロバキア、ハンガリーでは国内石油消費量のほとんどをソ連からの石油輸入に依存しているが、ソ連からの輸入価格は75年以降毎年引上げられており、79年には74年との対比でみて約3倍の上昇をみている。これに対し両国ではこれまで価格上昇分を国庫補助金の支給により吸収、小売価格の安定を図ってきたが、これが国家財政にとってかなりの重荷となってきたため、今次措置はこうした財政負担の軽減を図ると同時に石油関連製品の需要抑制をねらったものとみられている。

一方、ルーマニアについては東欧最大の産油国であり、ソ連からの石油輸入は皆無ながら、西側産油国からの輸入依存度が4割程度とかなり高いため、今次措置により本年に入ってからの対西側輸入価格の上昇分を小売

価格に転嫁するど同時にガソリンの需要抑制を企図したものとみられている。

◆中国、79年度国民経済計画、国家予算を発表

中国では第5期全国人民代表大会第2回会議(6月18日～7月1日)において、79年度(暦年)の国民経済計画案と国家予算案が審議され、7月1日採択された(上記大会における主要決定・発表事項の概要については、7月号国別動向「中国」参照)。両者は経済調整方針を映じて全体的に控えめかつ現実的な手堅いものとなっている。概要是次のとおり。

(1) 79年度国民経済計画

(第1表) 79年度国民経済計画

項目	1979年計画	前年比・%	1978年実績	前年比・%
農業生産	1,517億元	4.0	1,495億元	8.9
食糧	313百万トン	2.5	305百万トン	7.8
綿花	2.4 "	10.8	2.2 "	5.8
工業生産	4,570億元	8.0	4,231億元	13.5
重工業	...	7.6	...	—
軽工業	...	8.3	...	—
基本建設	...	—	...	—
国家予算内	390億元	-13.7	452億元	50.2
基本建設投資	360 "	-8.9	395 "	34
その他の(準備金等)	30 "	-47.4	57 "	...
地方等	100億元弱	—	84 "	20
商品小売総額	1,750億元	14.6	1,528 "	8.3
輸出入	440 "	23.9	355.0 "	30.3
輸出	192 "	14.7	167.6 "	20.0
輸入	248 "	32.4	187.4 "	41.1
収支じり	-56 "	—	-19.8 "	—
鉄鋼	3,200万トン	0.7	3,178万トン	33.9
主石炭	6.20億トン	0.3	6.18億トン	12.4
要原油	106.0百万トン	1.9	104.1百万トン	11.1
電力	2,750億kwh	7.2	2,566億kwh	14.8
化学生産(有効成分換算)	9,570千トン	10.1	8,693千トン	20.1
品目	ミシン	...	8.6	4,865万台
時計	...	12.7	13.5百万個	22.4
自動車	...	10.8	854万台	14.9

… 未公表

イ. 経済計画指標(第1表参照)…主な特色は次のとおり。

- ① 農業、工業ともに78年実績に比し伸び率を控えめに設定していること(前年比、農業生産78年実積+8.9%→79年計画+4.0%、工業生産同+13.5%→同+8.0%)。
- ② 基本建設投資(国家予算内支出額)を前年比-13.7%(78年同+50.2%)と思い切って削減していること。
- ③ 消費財の国内需要増大に対処する一方、輸出の振興を図る見地から、軽工業生産の伸び率を重工業に比べむしろ高めに設定していること(前年比、重工業+7.6%、軽工業+8.3%)。
- ④ 労働者・農民の購買力の増大を見越して、商品小売総額の高い伸びを見込んでいること(前年比+14.6%)。

ロ. 8項目の重点施策…79年度に講じる主な施策は次のとおり。

(1) 農業振興策

- ① 農産物買付け価格の引上げ
食糧…夏収食糧出荷時より20%引上げ。超過買付け部分はさらに50%増し。

農業副産物…適宜引上げ(主要18品目は平均24.8%)。

(2) 減・免税の実施

農業税…一部の食糧不足地域で免税を実施。
工商所得税…人民公社・生産大隊運営企業に減・免税を実施。

(3) 軽工業振興策

- ① 軽工業生産に必要な原燃料を優先的に供給する。
- ② 重工業部門はそれぞれの条件に応じて余剰能力を利用し、工程の似通った日用工業製品を生産する。

(4) エネルギー不足の緩和策

- ① エネルギーの選別供給の実施。
優良企業(製品需要が多く、製品の質、原燃料使用効率が優れ、利潤の多い企業)…優先的に供給。
不良企業…場合により生産停止、合併、転業を実施。
- ② 企業のエネルギー節約の強化。

(5) 基本建設投資の縮小

- ① 基本建設投資支出額の削減。
- ② 投資配分の重点を農業、軽工業、エネルギー、運輸・交通、建材におく。

国家予算内基本建設投資支出額の部門別構成比(78年度→79年度)…農業向け10.7%→14.0%、軽工業向け5.4%→5.8%、重工業向け54.7%→46.8%。

③ 経済効率の劣るプロジェクトの建設を中止、延期する。

(b) 輸出拡大と対外貿易の発展

① 輸出品生産に必要な原燃料、包装材料、輸送能力を優先的に供給ないし確保する。

② プラント・技術の輸入に際し内容をより厳選する。

(i) 投資効果のはやいもの、外貨獲得に結びつくものに重点をおく。

(ii) 設備の輸入は最小限にとどめ、技術輸入を積極化する。

(iii) 委託加工、補償貿易、協同生産の実施、合弁企業の設立に積極的に取組む。

(c) 商品供給の拡大

① 軽工業品の増産に努め市場供給量を増やす。

② 農村に対する工業製品供給と農業副産物の買付けを増やす。

(d) 科学・文化・教育・衛生事業の発展

① 重点大学・高校・中学・小学校の運営に力を入れ、教育の質的向上に努める。

② 産児制限を着実に実行し、79年の人口増加率を1%前後に引下げる。

(e) 国民生活の改善

① 農産物買付け価格の引上げ、減税等の実施を通じて農民の収入を増加させる(79年中の農民1人当たり収入は前年比9~10元増加の見込み)。

② 労働者・職員の賃上げ、報奨金制度の実施、就業先拡大等を通じて都市住民の収入を増加させる(79年中の都市住民の収入は総額で70億元強増加の見込み)。

③ 国営企業と集団所有制企業で750万人を新規雇用する。

(2) 79年度国家予算

予算規模(歳入、歳出とも同額)は1,120億元とほぼ前年度並みの水準(前年度決算比、歳入-0.1%、歳出+0.8%)にとどめられている。歳入、歳出面の特色は次のとおり。

イ. 歳入面では、①農産物買付け価格の引上げ(消費者への売渡し価格はごく一部の品目を除き据置き)による国営商業部門の納付利潤の伸び悩み、②農村向け減・免税の実施、労働者・職員の賃上げや企業基金制度(1月号「要録」参照)の実施による国営企

業納付利潤、農業税、集団所有制企業税収の伸び悩み等の減収要因の発生を見込み、総額はほぼ前年度並みとなっている。

ロ. 歳出面では、長年の財政収支均衡方針を踏襲し、歳入に合わせて支出の抑制を図っている。項目別にみると、基本建設投資支出額の大幅削減(歳出中のウエイト、78年度40.7%→79年度34.8%)が目立っている。また企業運転資金、銀行貸付資金についても、現在工業企業、商業部門を問わず資金管理が拙劣で資金の回転が悪いため、在庫整理の実施等により資金の回転を速めることとし、新規資金供与額は減額されている。農業関係では、別途農産物価格の引上げ、農業向け基本建設投資の増額、農村向け銀行貸付金の増額等の措置を講じていることから、農業事業費についてはむしろ減額されている。もっとも、国防費は中越紛争による出費増を主因に増額を余儀なくされているほか、文教・衛生・科学費も適宜増額されている。

(第2表) 79年度国家予算

項	目	金額 (億元)	前年度 決算比 (%)	構成比 (%)
歳	入	1,120	-0.1	100.0
	基本建設投資支出	390	-13.7	34.8
	基本建設投資	360	-8.9	32.1
	その他(準備金等)	30	-47.4	2.7
歳	農業向け 部門 軽工業 別 内重工 業 訳 そ の 他	55 23 * 182 130	14.6 -8.0 ** -26.3 -1.5	14.0 5.8 46.8 33.4
出	企業の潜在力発掘・改造資金 企業の新製品試作費 企業運転資金 銀行貸付資金 農業事業費 文教・衛生・科学費 国防費 対外援助費 予備費 地方財政補助費 その他の	29 27 43 6 71 121 202 10 16 30 205	… … 減少 〃 -7.8 7.1 20.2 … … … …	2.6 2.4 3.9 0.5 6.3 10.8 18.0 0.9 1.4 2.7 18.3
	合計	1,120	0.8	100.0

* 構成比の公表計数をもとに逆算したもの。

** 基本建設投資支出を100とした構成比。

…未公表

◆中国、主要経済統計を公表

中国は全国人民代表大会会期中の6月27日、「78年の国民経済計画実施結果についての公報」を発表し、59年

以来20年ぶりに主要経済統計の実数を明らかにした。主な公表計数は次のとおり。

77、78 年 の 経 済 実 績

項	目	1978年	前年比・%	1977年
1. 国民所得等 国民所得額 工農業生産総額		... 5,690億元	12 12.3	...
農業生産 工農業生産	1,459 億 4,231 億	8.9 13.5
2. 農業種 食糧 綿花 油料作物 豚肉(頭数) トカラクタード(保有台数) 化学生肥料施用量 (有効成分換算、1ヘクタール当り)	304.8百万トン 2,167千トン 5,218 億 301.3百万頭 557千台 89キログラム	7.8 5.8 30.0 3.3 19.3 39.1	282.8百万トン 2,049千トン 4,015 億 291.8百万頭 467千台 64キログラム	
人民公社員が団体から受取る平均収入(年間)	73.9元	13.7	65元	
3. 工業 石炭 原油 電力 鉄鋼 木材 セメント 化学生肥料(有効成分換算) エチレン プラスチック 工作機械 自動車 トカラクタード 化学生織 綿布 自転車 ミニシングル 腕時計	6.18億トン 104.1百万トン 2,566億kwh 3,178万トン 5,162万立方メートル 6,524万トン 8,693千トン 380.3千トン 679千トン 183千台 149.1 億 113.5 億 284.6千トン 110.3億メートル 854万台 4,865千台 13.5百万個	12.4 11.1 14.8 33.9 3.9 17.2 20.1 25.6 29.6 - 8.0 18.9 14.3 49.9 8.6 14.9 14.7 22.4	5.5億トン 93.6百万トン 2,234億kwh 2,374万トン 4,967万立方メートル 5,565万トン 7,238千トン 302.7千トン 524千トン 199千台 125.4 億 99.3 億 189.8千トン 101.5億メートル 743万台 4,242千台 11.0百万個	
4. 基本建設 国家予算内基本建設投資支出額 労働者・職員用住宅建築面積	452億元 37百万平方メートル	50.2 33	...	
5. 運輸・交通 鉄道貨物輸送量 水運 主要港湾貨物取扱量 鐵道総距離	5,333億トン・キロ 3,779 億 2億トン 50キロメートル強	17 36.8 25 1.8	...	49.1千キロメートル強

6. 商業部門の商品買付け総額	業 物 品	1,740億元	11.1	…
農業生産品	農 業 生 产 品	460億元 1,280〃	11.3 11	… …
小売商品総額	小 売 商 品 總 額	1,528〃	8.3	…
7. 対外貿易額	外 貿 易 額	355.0億元	30.3	…
輸出	輸 出	167.6〃	20.0	…
輸入	輸 入	187.4〃	41.1	…
貿易収支	貿 易 收 支	- 19.8〃	-	…
貿易外収支	貿 易 外 收 支	21〃	-	…
8. 労働・賃金	勞 動 者 ・職 員 總 數(年末)	9,499万人	4.2	9,112万人
	勞働者・職員の年間賃金総額	569億元	10.5	515億元
	労働省・職員の平均賃金(年間)	599元	6.0	565元
	国営工業企業の労働生産性	n.a.	12.3	…
9. 教育・文化化	大 學 ・高 等 專 門 學 校 在 校 生 數	85万人	37.1	62万人
	新聞発行部数(全国紙、省クラスの地方紙)	109.4億部	3.8	…
10. 衛生・医療	衛 生 ・醫 療 病 床 數	185万床	4.5	…
	医師・衛生技術者数	246万人	5.3	…
11. 人口(78年末、台湾を含む)	人 口 (78年末、台灣を含む)	975百万人	1.2	…
中国本土(調査局試算)	中 國 本 土 (調 査 局 試 算)	958百万人	-	-

… 未公表

◆中国、外資法を制定

中国は7月1日、全国人民代表大会において外資法(中華人民共和国中外合资經營企業法)を採択し、同月8日公布、即日実施した。これは合弁企業の設立を通じて、外国の資本、先進技術・設備の導入促進をねらいとするものである。同法の骨子は次のとおり。

イ. 合弁企業の設立…外国の会社、企業、その他の経済機関、個人が、中国政府の認可を得て中国内で中国の公司、企業、経済機関と共同で合弁企業を経営することを許可する。

ロ. 外資側の権益保護…外資側が中国政府の承認を得た取決め、契約、定款に基づいて合弁企業に投下した資金、その合弁企業が得るべき利潤、その他の合法的権益を、法律により保護する。もっとも合弁企業は、中國の法律、法令、条例を守らなければならない。

ハ. 企業設立の手続き…合弁の取決め、契約、定款を外

国投資管理委員会に報告し認可を受ける(同委員会は3か月以内に認可の是非を決定)。認可後、工商行政管理総局に登記し営業許可証の発給を受ける。

ニ. 出資比率、合弁形態…外資側出資比率は25%以上とし、双方は出資比率に応じて利潤を分配し、危険、赤字を負担する。合弁企業の形態は有限会社とする。

ホ. 投資の内容…双方は現金、現物、工業所有権等の形で投資を行う。外資側が投資する技術と設備は、中国の必要に合致する先進的なものでなければならない。

ヘ. 取締役会…合弁企業は取締役会を設ける。取締役会は代表取締役1名をおき中国側がこれを担当するほか、副代表取締役1~2名をおき外資側がこれを担当する。取締役会は、生産、会計、人事等経営全般にわたり討議、決定を行う。

ト. 利潤の処分…合弁企業が得た粗利益は、税法に基づき合弁企業所得税を納入り、定款に定められた諸基金を控除した後、双方の出資比率に基づき分配する。な

お技術水準の優れた企業は、利潤発生後2～3年間所得税の減免を申請できる。また利潤を中国内で再投資する場合は、既納入所得税の一部還付を申請できる。

チ. 資金の調達…合弁企業はその経営活動として、直接外国銀行から資金を調達することができる。

リ. 生産・販売…合弁企業の生産・経営計画は、管轄行政部門に報告して承認を求めるとともに、契約方式で執行しなければならない。原材料、燃料等は可能な限り中国で購入しなければならないが、合弁企業が自ら調達した外貨により直接国際市場で購入することもできる。製品は海外で販売することを奨励するが、国内で販売することもできる。

ヌ. 利益等の海外送金…合弁企業の純利益、外国人従業員の賃金所得(所得税納入後)は、中国銀行を通じ外国為替管理条例に基づいて海外に送金できる。

ル. 合弁企業の存続期間…業種、状況に応じて双方で協議して決定し契約を取りかわす。契約期間満了後も、双方の合意に基づき、外国投資管理委員会に申請し期間延長の認可を受けることができる。

ヲ. 契約の解除…契約期間満了前に、重大な欠損、契約・定款に定められた義務の一方的不履行、不可抗力等が発生した場合、双方の合意に基づき外国投資管理委員会に申請し、工商行政管理総局に登記することによって、期間を繰り上げて契約を打ち切ることができる。

ワ. 紛争の調停…取締役会の協議で解決不可能な紛争が発生した場合は、中国の仲裁機関もしくは双方が合意した他の仲裁機関で調停・仲裁を行う。

◇中国、中米貿易協定を締結

中米貿易の長期安定的拡大を目的にかねてから両国政府の間で貿易協定の締結交渉が行われていたが、このほど双方で合意に達し、7月7日李強対外貿易部長とウッドコック中国駐在米国大使の間で協定書が調印された。

同協定は近々両国立法当局の批准を経て正式に発効する予定。協定の骨子は以下のとおり。

- (1) 貿易関係の発展…両国間の調和のとれた長期継続的な貿易の発展を図るため、双方は最善の努力を払う。
- (2) 最惠国待遇の供与…双方は相互に最惠国待遇を供与する(適用対象は、関税、通関手続き、内国諸税、諸法規、輸出入ライセンスの発給等)。
- (3) 経済交流の促進…経済・貿易・産業関係の個人、団体、使節の交流、見本市、展示会の開催、駐在員の駐在、事務所の設置等を促進し、私企業、諸機関の活動の便宜を図る。
- (4) 政府貿易事務所の活動の援助…双方の政府貿易事務所の貿易促進活動を支持し便宜を図る。
- (5) 金融面の優遇措置…①諸取引の決済を双方の当事者の受入れる交換可能通貨で行う。②経済・技術関係プロジェクトの取引を支援するために公的輸出信用の供与に便宜を図る。③金融・通貨取引において最惠国待遇を供与し、決済、送金、為替レートの統一的な適用等に便宜を図る。④国際貿易・金融に関連する銀行業務、相手国金融機関の支店活動等に好意的配慮を加える。
- (6) 工業所有権の相互尊重…双方は相互に工業所有権(特許、商標、著作権等)を尊重し保護する。
- (7) 問題の処理、協議…①双方は何らかの問題点が発生した場合、速やかにその解決を図るために友好的協議を行う。②しかし適当な期間内に協議による解決がえられない場合は、一方的に適当な措置を講じることができる。また緊急事態の際には、協議により解決を図る前に、予防的もしくは応急的な措置を講じることができる。
- (8) 有効期間…協定発効後3年間を有効期間とする。なお期間満了日の30日前に双方いずれも協定破棄の通告を行わない場合は、以後3年単位で自動的に延長される。